

株式会社蒜山地質年代学研究所研究活動行動規範

株式会社蒜山地質年代学研究所(以下「本法人」)の研究者は、科学者として、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応え社会貢献を行う重大な責務を有する。

研究者は、常に社会に対する説明責任を果たし、科学と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律しなければならない。

本法人は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」(平成18年10月3日)に準拠し、ここに株式会社蒜山地質年代学研究所研究活動行動規範を定め、本法人における研究に従事する、すべての者の規範とする。

1. 研究者の責任について

本法人の研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

2. 研究者の行動について

本法人研究者は、科学研究の自律性が社会からの信頼と負託のうえに成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

3. 自己の研鑽について

本法人の研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

4. 説明と公開について

本法人の研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境におよぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

5. 研究活動について

本法人の研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップなどの不正行為を為さず、また加担しない。さらに本法人が行う研修を受講し、研究倫理に習熟し遵守する。

6. 研究費の適正な使用等について

本法人の研究者は、公的研究費を含む全ての研究費が、第三者から当該研究に対する援助として配分された理由を十分に認識し、交付を受けた全ての研究費につき、原則法人会計に計上し、研究計画に沿って最も効果的かつ効率的な方法で適正に使用する。虚偽の支出操作等による研究費の不正使用、例えば、研究費の支出に伴う業者との間の預け金および人件費の架空計上、カラ出張等の不正使用を為さず、これに加担しない。また、研究費を原資として購入する機器備品、図書、消耗品等の発注および納品検収については、本法人が定めるルールを遵守する。

7. 研究環境の整備について

本法人の研究者は、責任ある研究の実施と、不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティおよび自ら所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

8. 法令の遵守について

本法人の研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、本法人の公的研究費使用ルール説明会を受講し、法令や関係規則に習熟し遵守する。

9. 研究対象などへの配慮について

本法人の研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

10. 他者との関係について

本法人の研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

11. 差別の排除について

本法人の研究者は、研究・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

12. 利益相反について

本法人の研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

平成28年11月1日制定